

No.1804(平成30年9月18日発行) 担当:人材確保・育成グループ(TEL 076-263-1157)

IT化(ソフトウェア・ハードウェア導入)に、補助金を活用しましょう! ～「IT導入補助金」「消費税軽減税率対策補助金 A-3型」のご案内～

消費税率の引上げ・軽減税率の導入は、2019年10月1日に予定されています。複数税率への対応や生産性向上(付加価値向上と業務効率化)に、補助金を活用しましょう!

★2つの補助金を組み合わせることも可能です!

→[軽減税率対象商品](#)(※1:裏面参照)を扱っている場合、2つの補助金を組み合わせることでソフトウェア・ハードウェアの両方を導入することも可能です。

★導入に関する相談、補助金の申請は、指定事業者がサポートします!

→ITベンダー(ソフトウェアやシステムなどを販売する事業者)などが各サービスの機能や運用方法に関する相談に応じるほか、補助金の申請も代理で行います。

★経営課題別・業種別にまとめられた様々な活用例をチェック!

→日本商工会議所の[「中小企業活力増強のためのITサービス・レシピ」](#)を活用し、自社の課題・業種に応じた有用なITサービス、ITツールを探しましょう!

⇒各補助金の対象経費などは、裏面にてご確認ください⇒

《「IT導入補助金」3次公募、受付開始!》 毎日の“作業”を効率よく行って、もっと“売上につながる活動”をしませんか?

前回(平成28年度補正)採択者は
労働生産性平均で約37%アップ、
売上平均で約25%アップを実現!

本年度(平成29年度補正)最後の
受付となる3次公募の申請期間は、
9月12日(水)～11月19日(月)。

2週間ごと、計5回の審査で、
補助金の交付が決定した(採択された)
方から速やかにITツール(※2:
裏面参照)の導入が可能となります。

3次公募	締切日	交付 決定日	事業 実施期間	事業実績 報告期間
第1回 締切	9月25日	10月5日	交付 決定日 以降	交付 決定日 以降
第2回 締切	10月9日	10月19日		
第3回 締切	10月23日	11月2日	2019年 1月31日	2019年 1月31日
第4回 締切	11月6日	11月16日		
第5回 締切	11月19日	11月30日		

各補助金ホームページを確認し、自身に必要なツールを選定しましょう!

IT導入補助金

[同補助金ホームページ](#)では[事例紹介](#)のほか、対象となるITツール(※2:裏面参照)の内、自身に最適なツールを様々な方法で検索可能です。

- ◆業種特有の悩み事にどう対応したら…
⇒[業種別お悩み解決ITツール機能](#)
- ◆こんな機能のITツールを導入したい!
⇒[「ITツール選定ナビ」機能検索](#)
- ◆自身の課題に合ったITツールって?
⇒[「ITツール選定ナビ」診断検索](#)

消費税軽減税率対策補助金

[同補助金\(※4:裏面参照\)ホームページ](#)では、全6種類の申請方式について説明があるほか、「A-3型」の対象サービスなど(※6:裏面参照)や代理申請協力店(※7:同)も検索可能です。

- ◆導入したいサービスがある!
⇒[型番検索](#)
- ◆サービス提供者から探したい!
⇒[代理申請協力店検索](#)

*お願い:対象となる経費や補助額、申請方法等は、補助金によって異なります。本通信は公募要領等に基づき作成しておりますが、詳細は必ず各ホームページや問合せ先にてご確認ください。

補助金名	IT導入補助金	消費税軽減税率対策補助金(※4) A-3型
目的と対象者	生産性を向上させるため、ITツール(※2)を導入する中小企業・小規模事業者など	軽減税率対象商品(※1)を販売するため、複数税率に対応したレジ機能サービスを導入する中小企業者・小規模事業者など
対象経費	<p style="text-align: center;">ソフトウェア</p> ITツール(※2)の導入・利用に関し必要となる、下記費用。 ① ソフトウェア、クラウドサービス利用料 ② 機能拡張などのオプション費用 ③ 保守・サポートや業務コンサル、導入研修、マニュアル作成などの役務費 *本補助金ホームページに公開されているITツール(※2)が対象。	<p style="text-align: center;">ハードウェア</p> タブレットや付属機器(※5)を組み合わせレジとして利用する場合の、下記費用。 ① タブレットやパソコン、スマートフォンなどの導入費用 ② 付属機器(※5)の導入費用 ③ 設置経費(商品マスタ設定費など) *本補助金ホームページに公開されている対象サービスなど(※6)が対象。
補助率	①②③いずれも1/2	①1/2、②2/3 (①②の合計が3万円未満の場合3/4) ③2/3
補助額	上限50万円、下限15万円	上限200万円(導入機器1つにつき20万円)
募集期間	3次公募(2018年9月12日～11月19日) * 表面もご参照ください。	募集中(申請:～2019年12月16日) * 導入・設置等:～2019年9月30日。
申請方法	<p style="text-align: center;">申請はITツール(※2)の導入前に行う。</p> 1) ホームページでITツール(※2)や「IT導入支援事業者(※3)」を確認し、サービスの特徴や運用方法を相談する 2) 「IT導入支援事業者(※3)」が、本補助金を代理申請する 3) 本補助金の交付決定後に導入する	<p style="text-align: center;">申請は対象サービスなど(※6)の導入後に行う。</p> 1) ホームページで対象サービス(※6)や「代理申請協力店(※7)」を確認し、レジシステム導入方法などを相談する 2) 本補助金の申請前に導入する 3) 「代理申請協力店(※7)」が本補助金を代理申請する(自身での申請も可)
問合せ先	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター TEL0570-000-429	軽減税率対策補助金事務局 コールセンター TEL0570-081-222

※1: **軽減税率対象商品**

飲食料品(お酒、外食サービスを除く)、週2回以上発行される新聞(定期購読されるものに限る)。

※2: **ITツール【IT導入補助金】**

予約受付や商圏・売れ筋分析、在庫・顧客・スタッフ管理などを行うソフトウェアやサービスなど。

※3: **IT導入支援事業者【IT導入補助金】**

ITツール(※2)の説明、導入、運用方法の相談などのサポートを行う事業者。本補助金の事務局に採択されており、申請書類などはツール導入者と共同で作成し、代理で申請を行う。

※4: **消費税軽減税率対策補助金**

本補助金は、A-3型を含め、レジの導入・改修を行うA型で4種類、受発注システムの改修・入替を行うB型で2種類ある。申請時期などがそれぞれ異なるため要注意(B-1型は導入前の申請)。

※5: **付属機器【消費税軽減税率対策補助金】**

レシートプリンタ、バーコードリーダー、クレジットカード決済端末、電子マネーリーダーなど。

※6: **対象サービスなど【消費税軽減税率対策補助金】**

アプリケーションなどの「対象サービス」や、タブレット・レシートプリンタなどの「対象機器」、上記「対象サービス」と「対象機器」を組み合わせた「対象パッケージ」がある。

※7: **代理申請協力店【消費税軽減税率対策補助金】**

対象サービスなど(※6)の購入者を対象に、本補助金の申請サポートなどを行う事業者。本補助金事務局に登録されており、代理申請は「代理申請協力店」のみ行うことができる。

* お願い: 対象となる経費や補助額、申請方法等は、補助金によって異なります。本通信は公募要領等に基づき作成しておりますが、詳細は必ず各ホームページや問合せ先にてご確認ください。